

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第7回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年2月24日(火) 14:56～15:41

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、國井 秀子、関口 博正、長田 三紀

（以上4名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

東海 幹夫

（以上1名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、大村 真一（消費者行政課企画官）  
永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定）

【諮問第3006号】

（2）諮問事項

① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定）

② 電気通信事業法施行規則の一部改正【諮問第3011号】

## 開 会

○根岸部会長　それでは、情報通信行政・郵政行政審議会の電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名中5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日は、答申事項1件、諮問事項2件ということです。

○根岸部会長　それでは、まず初めに、答申事項から審議したいと思います。

諮問第3006号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、いわゆる実際費用方式に基づくものですが、平成21年度の接続料の改定につきまして審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、12月16日のこの部会におきまして審議を行いまして、1月16日まで1回目の意見募集を行いました。その後、1月21日に提出された意見を公表し、2月4日までの間、再意見の募集を行いまして、2回の意見募集をいただきました。それを踏まえまして、接続委員会で検討をお願いいたしまして、そこで本日は、この接続委員会での検討結果を主査の東海委員からご報告をお願いしたいと思います。

○東海臨時委員　ご報告をさせていただきます。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、これは実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定につきまして、接続委員会における調査審議の結果のご報告です。

本件は、専用線などにつきまして、実際費用方式を適用いたしておりますが、その平成21年度の接続料の改定並びにその他手続費等の改定に関する接続約款の変更の認可について調査審議を行ったものです。

意見募集等の詳細につきましては、ただいま部会長からお話がございましたので省略をさせていただきます。

検討の結果、お手元の資料7-1の1枚表紙をめくっていただきますと1ページというのがございますけれども、その報告書のとおり、諮問のとおり認可することが適当と

することといたしました。

なお、2つばかり要望事項を加えておりますけれども、報告書の詳細につきましては、総務省のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○根岸部会長　　お願いします。

○古市料金サービス課長　　それでは、お手元の資料7-1に基づきましてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、12月16日、審議会に諮問させていただいた際、その申請概要をご説明させていただきましたところでございますが、その内容のうち、夜間・土日祝日等の作業単金等の変更については、1月6日にNTT西日本から総務大臣に対して接続約款の変更認可申請の補正申請がなされているところです。これは作業単金の算定に当たりまして、時間外割増対象部分に作業時間帯に関係のない日を算入していたため、これを補正した上で再算定したものです。これを受けて、1月9日に総務大臣より諮問の補正の通知を行わせていただいたところです。このため電気通信事業部会において根岸部会長ご了承のもとで文書審議が行われ、実施中の意見募集の内容を一部変更し、報道発表した上で引き続き実施することについて委員全員のご了承をいただきましたので、そのとおり決定されたものです。

それでは、お手元の資料7-1の2ページ、横長の別添資料をお開けいただけますでしょうか。本件は、実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定に関し寄せられた意見及びそれに対する考え方を取りまとめたものです。

まず意見1、レガシー系サービスに係る接続料は上昇傾向が続いている。NTT東西はユニバーサルサービス制度による補填を受けている加入電話や公衆電話の維持及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等の情報を明らかにし、NTT東西のネットワーク全体のコストを見据えて、各サービスの接続料算定の方法やユニバーサルサービスの在り方を総合的に見直すことが急務という意見です。

これに対する考え方といたしましては、ドライカップ回線や公衆電話機能等の接続料が上昇傾向にあるのは、回線コストは、効率化等により毎年度低廉化傾向にあるものの、稼働回線数の減少による影響がそれを上回っているためである。

NTT東西においては、引き続きコストの削減に努めることが必要であるが、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後も回線数の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービ

ス制度の在り方にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。

PSTNからの移行については、NTT東西は、平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、上記接続料に係る検討を行う場合は、PSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西においては、必要な情報の積極的な開示が期待されるとしているところです。

次に3ページ、意見2です。レガシーサービスの接続料の上昇傾向が続いた場合、ユーザ料金への影響も否定できないことから、接続料低廉化の方策に関する議論を早急に開始すべきという意見でございまして、これに対する考え方は、考え方1に同じとしているところです。

次に4ページ、意見3です。ドライカップ回線の接続料は、稼働回線数の減少に伴い上昇傾向にあり、今後もこの傾向が続くことを考えると、ユーザ料金を上回る可能性もある。NTT東西の接続料の上昇を抑制するような施策やコスト削減のインセンティブが働くような施策等の検討を行うべきという意見でございまして、これに対する考え方も考え方1に同じとしているところです。

次に、8ページをおあげいただけますでしょうか。8ページの一番下のところです。意見4、専用線の接続料は、上昇傾向（NTT東日本）又は今後上昇に転じることが想定（NTT西日本）されるので、接続料の上昇を抑制するような施策やコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要という意見でございまして、これに対する考え方も考え方1に同じとしているところです。

次に、意見5、公衆電話機能の接続料は、昨年度に引き続き値上がりとなっている。公衆電話の営業収入は減少の一途を辿っており、ユーザが期待する役割も変化していると考えられるため、まずはIP時代の第一種公衆電話の在り方について議論・整理を行うべきという意見です。

これに対する考え方としては、IP時代における第一種公衆電話の在り方についての意見は、参考として承るとしているところです。

次に11ページをおあげいただけますでしょうか。意見6でございまして。回線管理運営費における光ファイバの単金は、昨年度に引き続きNTT東西間で大きな乖離が生じているが、その根拠について具体的な情報開示を行うべきという意見です。

これに対する考え方といたしましては、光ファイバの回線管理運営費について、NT

T東西の間で乖離が生じている理由は、NTT東西間で、契約者データベース管理（光ファイバ管理システム。当該回線管理運営費の約9割を占める）について、業務効率化のために実施した機能拡充の仕様及び開発時期等が異なることによるコスト差と稼働回線数の相違に起因しているものである。

なお、機能拡充については、NTT西日本は、その内容が、シェアドアクセス方式の加入光ファイバに対応するためのシステム改修等である旨を事業者説明会において説明をしており、またコストについては、網使用料算定根拠において明示しているところであるため、必要な情報開示等は行われていると考えられるとしているところです。

次に意見7、貸倒損失の接続料原価への算入に際し、リスク管理が適切に実施されたのかについて接続事業者が確認できるようにすべきという意見です。

これに対する考え方といたしましては、具体的なリスク管理の状況については、関係事業者との守秘義務協定との関係上、公表することは適当ではないが、NTT東西においては、未払金の回収のために必要な措置を講じることにより、未回収債権の圧縮を行っており、適切なリスク管理が実施されたものと考えられるとしているところです。

次に12ページ、意見8です。平成20年度税制改正により、デジタル交換設備（IP系設備を除く）及び蓄電池設備等の法定耐用年数が延長されたため、来年度の接続料算定では、これら設備の耐用年数の長期化が図られるべきという意見です。

これに対する考え方といたしましては、デジタル交換設備等の接続料算定に係る耐用年数については、必ずしも税制上の法定耐用年数をそのまま採用することとしていない。今回は、NTT東西が、税制上の耐用年数の変更にもかかわらず、使用実態に配慮した経済的耐用年数を財務会計上の耐用年数として選択したことによるものであるため、電気通信事業会計・接続会計をベースとする来年度接続料の算定における耐用年数については、従来の耐用年数により算定することが適当であるとしているところです。

次に意見9、料金回収手数料が低廉化の方向で見直されていることは評価するが、それにも限界があるので、今後は、料率の上昇を抑制するような施策等を検討すべきという意見です。

これに対する考え方といたしましては、料金回収手数料は、通話毎のデータ蓄積・料金計算、請求金額確定、請求・収納・回収といった業務に係るコストであり、現行の算定方法は、その総コストをNTT東西を含んだ通信回数や請求内訳項目数等に基づき案分しており、合理的なものと認められる。

なお、NTT東西においては、引き続きコスト削減に努めることが望ましいとしているところです。

次に意見10、料金回収手続費の原価である郵送料について、請求書と同封物の重量比のみに基づき費用案分する現在の計算方法は必ずしも適切ではなく、算定方法の見直しを行うべきという意見です。これに対する考え方といたしましては、料金回収手続費の原価のうち、請求書送付に係る郵送料は、郵送料総額について請求書と同封物の重量比により案分して算出するものであり、合理的な算定方法と認められる。

なお、今回の請求書送付に係る郵送料の増加は、請求書以外の同封物が減少したことにより、相対的に請求書への案分額が増加したことによるものであるとしているところです。

次に14ページ、一番下の部分からでございますが、意見11でございます。優先接続受付手続費は、昨年の0.15円から56円と大幅な値上げになった。この点、登録受付区分等が減少しているのに運営コストが増加している点が情報開示もなく不明瞭である。また、優先接続受付手続費には、事後精算制度が存続しており、今回のような大幅な値上げは、遡及精算による負担費用の予見性確保の観点から問題がある。登録件数が大幅に変動している現在の状況下では、今後も同様の変動が発生する可能性があるため、本申請料金の早急な見直し又は遡及精算額軽減のための経過措置等の検討を要望という意見です。

この優先接続受付手続費の扱いにつきまして、若干複雑でございますので、35ページの後ろにつけております横長の参考資料を参照していただけますでしょうか。

参考資料1ページ目でございますとおり、優先接続（マイライン）とは、電話サービスを利用する場合に、あらかじめ事業者を選択してNTT東西の加入者交換機に登録しておけば、当該事業者の事業者識別番号のダイヤリングを省略して通話を可能とする仕組みでございます。優先接続受付手続費は、この優先接続の受付に要する費用を手続化したものです。

次のページに、具体的な優先接続受付手続費の算定方法を示しているところでございますが、この手続費につきましては、利用者が優先接続、マイライン登録をした際に登録先事業者がNTT東西に支払うものです。このマイライン登録あるいは変更申し込みに当たりましては、利用者の方々がそれぞれ1件当たり登録料として800円を支払うことになっております。したがって、実際に登録先事業者がNTT東西に支払う事

業者間精算対象額につきましては、全体の年経費からこの利用者負担額の部分を引いた、この表でいいますと青い部分の額、これを対象として登録受付区分数で除した額を手續としているところです。

真ん中に示されている部分が、平成18年度実績の手續費の算定についてでございますが、この平成18年度実績に基づく費用につきましては、マイライン開始に伴うシステム開発費等の減価償却費が平成17年12月に終了したため、この18年度実績費用が特に減少したという特殊要因がございました。

他方、右側の棒グラフにございますとおり、有料登録受付件数自体は前年度に比較してそれほど減少しなかったということもございまして、結果として、この優先接続受付手續費が非常に前年に比べて低廉化したという状況にございます。

他方、平成19年度実績費用におきましては、平成20年1月に実施した新たなシステムへの移行に伴う一過性の費用等が発生しているという特殊要因がございまして。この一方、有料登録受付件数につきましては、前年度と比較して約30%減少しているということでございますので、結果として前年度に比べて事業者間精算対象額が大きく増加をしてしまい、優先接続受付手續費が上昇したということです。

以上を前提といたしまして、もう一度、恐縮ですが、別添資料の15ページに戻っていただけますでしょうか。

先ほどの意見11に対する考え方でございます。昨年度の優先接続受付手續費が0.15円と安価であったのは、マイライン受付システムの減価償却期間が終了し、その分平成18年度の費用が減少した結果、利用者からの変更手数料収入（事業者識別番号等変更料）で大部分のコストが賄えたことによるものである。

これに対し、平成21年度の優先接続受付手續費が56円と大幅に上昇するのは、当該手續費算定のベースとなる平成19年度において、一過性のコストが発生したこと、及びマイラインの登録受付区分数等が大幅に減少したこと等によるものである。

すなわち、

①平成19年度は、平成20年1月に実施したシステム更改及び同時に実施した東西マイラインセンター統合等による一過性のコストが発生したため、需要の減少に比べてコストが減少しなかったこと

②また、平成19年度は、前年度に比べて登録受付区分数等が約30%減少したことにより、利用者からの変更手数料収入が減少するとともに、手續費算定上のコストの

「割り勘要員」が減少したこと

等によるものである。

上記一過性コストの発生は、マイライン協議会を通じて事前に事業者間の合意を得た上で、関係事業者に周知されていたものであり、当該コストの発生は、予見可能性が確保されていたと考えられる。

他方、登録受付区分数等は、従来から減少傾向にあったものの、平成19年度は、前年度よりもその割合が大きく、これが手数料の上昇の大きな要因となっている。

マイラインの登録受付区分数等は、今後も減少傾向が続き、優先接続受付手数料の大幅な変動が今回と同様に生じる可能性も否定できないことから、手数料水準の予見可能性が確保されていたと考えられる。

他方、登録受付区分数等は、従来から減少傾向にあったものの、平成19年度は、前年度よりもその割合が大きく、これが手数料の上昇の大きな要因となっている。

マイラインの登録受付区分数等は、今後も減少傾向が続き、優先接続受付手数料の大幅な変動が今回と同様に生じる可能性も否定できないことから、手数料水準の予見可能性を確保し、接続事業者の安定的な事業運営に資するため、NTT東西においては、登録受付区分数など、手数料の変動を予測する上で必要な情報について可能な限り情報開示を行うことが必要である。

また、総務省においては、今後の優先受付接続手数料の水準を注視しつつ、必要に応じて当該手数料算定の在り方について検討を行うことが適当である。

なお、優先接続受付手数料については、年度毎に登録受付区分数等の偏在が発生し、事後精算制度を廃止すると、事業者間の負担に不公平を生ずる可能性があることから、当該制度の廃止は、適当でないと考えられるとしているところです。

なお、この考え方に基きましてNTT東西の情報開示に関して、先ほど東海委員からご指摘のありましたとおり、具体的な要望事項を総務省にいただいているところです。

次に、意見12、17ページでございます。減設に伴う自前工事調整等作業費の単金化には賛同するが、支店毎に工数が異なるため、適切に業務改善された実績を用いて算定しているかについて検証が必要。また、今後も更なる業務効率化を推進し、更に低廉化されることを要望という意見です。

これに対する考え方といたしましては、減設工事に伴う自前工事調整等作業費については、接続事業者からの要望及びコロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対

する検証結果を踏まえ講ずべき措置に関しまして、昨年の8月に総務省が要請した内容、これを踏まえ、今回、新たに単金化したものである。

申請のあった当該作業費については、基本的に撤去に係る施工結果確認及び撤去に係るデータベース等補正の作業時間の実績に基づいたものであり、合理性があると認められる。

なお、NTT西日本における減設工事に伴う自前工事調整等作業費のうち、撤去に係るデータベース等補正の作業に係るものについては、平成19年度の請求実績がなく、類似作業に基づく試算により算定等したものであることから、平成22年度の作業費は、作業時間の実績に基づき算定したものに直することが適当であるとしているところです。

なお、この点につきましても、接続委員会から総務省のほうに具体的な要望事項が付されているところです。

最後に意見13、設備保管料の電気料が上昇しているが、一般的な電気料金単価ではその傾向が見られないことから、電気料の上昇要因等について説明すべきという意見です。

これに対する考え方といたしましては、設備保管料の電気料は、高圧電力等事業用の電気料金に基づき算定しているところであり、家庭用も含めた一般的な電気料金の水準と比較することは、適当ではない。

また、当該電気料は、適用する年度の前年度の電気料金の平均値から算定しているところであり、設備保管料の電気料との関係は、概ね同様の傾向となっているところであるとしているところです。

以上が意見及びそれに対する考え方とございまして、1ページをおあけいただけますでしょうか。以上を踏まえまして、具体的な報告書の内容でございますが、ここにございますとおり、本件接続約款の変更認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。

なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添、今申し上げたとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する。

まず1点目は、マイラインの登録受付区分数等は、今後も減少傾向が続き、優先接続受付手数料の大幅な変動が今回と同様に生じる可能性も否定できないことから、総務省においては、手数料水準の予見可能性を確保し、接続事業者の安定的な事業運営に資するため、NTT東西に対し、登録受付区分数など、手数料の変動を予測する上で必要な

情報について可能な限り情報開示を行うことを要請すること。

2点目といたしましては、NTT西日本における減設工事に伴う自前工事調整等作業費のうち、撤去に係るデータベース等補正の作業に係るものについては、平成19年度の請求実績がなく、類似作業に基づく試算等により算定したものであることから、総務省においては、NTT西日本に対し、平成22年度の作業費は、作業時間の実績に基づき算定したものに見直しを行うことを要請すること。

以上2点、要望事項として付記されているところです。

以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいですか。

ございませんようでしたら、ただいまの諮問第3006号につきましては、答申案といたしましては22ページでありまして、その報告書と同内容のものが22ページに掲げられておりまして、(案)をとりまして、これを答申とするということにしたいと思っております。どうもありがとうございました。

○根岸部会長 それでは、次に、諮問事項ということで、最初に、諮問第3010号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、こちらのほうは長期増分方式に基づく平成21年度の接続の改定についてです。

それでは、総務省からご説明をお願いします。

○村松料金サービス課企画官 それでは資料7-2でご説明申し上げます。

2ページおめくりいただきまして2ページをごらんください。まず申請の概要でございます。

こちら、NTT東西から2月19日付で申請があったものでございまして、実施予定期日としましては、認可後、4月1日から実施を予定しております。

概要でございますが、4番の2段落目にございますとおり、長期増分費用方式(LRIC)によりまして算定されます接続料につきまして、平成20年度からの算定に使用します第4次モデルを用いまして21年度の接続料の算定を行いまして変更を行うものです。

個々としましては、5番目にございますとおり、PHS基地局回線機能、加入者交換

機能、中継交換機能等にかかる接続料につきまして、4次モデルを用いまして21年度の接続料の算定を行っております。

これらの算定額、改定額につきましては、後方の7ページ、8ページのほうにまとめているところです。

そのうち2ページに戻っていただきまして、GC接続、それからIC接続につきまして、ご紹介申し上げたいと思います。

まず、GC接続につきましては、21年度接続料は3分当たり4.52円ということで、今年度に比べまして0.01円減少しているところです。

IC接続につきましては、6.38円ということで、今年度に比べまして、同様に0.03円減少しているということです。

続きまして3ページでございますけれども、算定根拠につきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、通信料でございます。接続料の算定につきましては、LRICによりまして算定しました接続料原価を分子としまして、通信量を分母としまして計算されますので、その分母についてです。

通信量につきましては、枠囲いにございますように、平成20年度下期プラス平成21年度上期の予測通信量を採用しておりまして、具体的には、平成19年度下期プラス平成20年度上期の実績通信量に1プラス対前年同期予想増減率を掛け合わせたもので算出しているところです。その算定結果が下の表の青いところです。

ちなみに、予測増減率につきましては、右の欄にございますとおり、今回も全体として引き続き減少傾向が見られるという状況です。

続きまして4ページ目、分子にかかわる部分でございますけれども、まず加入者交換機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の加算についてです。

①にございますように、ユニバーサルサービス制度の補填額の算定におきまして、利用者負担の抑制を図る観点から、当分の間、ベンチマークについて全国平均費用プラス2シグマに変更しているところです。それに伴いまして、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト相当額が補填対象外になっているということです。

この点につきましては、②にございますとおり、平成19年9月の答申におきまして、NTT東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該コストを従量制接続料の原価の一部に算入するというを示していただきまして、そ

れを踏まえまして、省令改正について行っているところです。

以上を踏まえまして、2) にございますとおり、今年度の接続料算定に際しましては、き線点RT-GC間伝送路費用の5分の3を加算を行うものです。

なお、き線点RT-GC間伝送路費用以外のNTSコストにつきましては、平成17年度から20%ずつ段階的に基本料費用につけ替えておりますので、5年目に当たります21年度はゼロになっているところです。したがって、具体的な接続料原価でございますが、下の表にございますとおり、NTSコストを控除した額が中ほどにございますとおり、2,340億円あまりとなります。それに対しまして、③のところがございますように、き線点RT-GC間伝送路費用の5分の3、365億円あまりを加算いたします。ということで、費用としましては、1番右にございますとおり、2,706億円あまりが接続料原価になっているところです。

続きまして、5ページです。PHS基地局回線機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の減算措置です。

- ① ・ございますとおり、平成20年1月の答申におきまして、接続規則等の一部の改正では、き線点RT-GC間伝送路費用について、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能とすることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来、接続料原価から本来控除されるべきき線点RT-GC間伝送路費用を含んで算定されました接続料を支払うことが必要となるおそれがあるということを示していただいております。それを踏まえまして、接続料規則の一部を改正する省令の一部の改正を行いまして、PHS基地局回線機能等の接続料原価に加算されていますNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用を控除しなければならない規定を追加したところです。

下の図にございますとおり、右側にございますとおり、GC機能につきましては、段階的にオレンジの部分が加算されますので、それとの関係で二重取りにならないように下のグラフの黄色い部分を控除するというので、平成21年度におきましては、5分の3を控除するというものです。

6ページをお開きください。以上を踏まえまして、21年度につきましては、5分の3を減算したものを接続料として加算するということです。

具体的には、その下の表にございますとおり、例えば、NTT東日本の接続料につき

ましては、黄色い部分79円が減算対象のき線点R T - G C間伝送路コスト見合いの部分でございますので、79円を引いたものが実際の接続料としまして、1,741円となっているところです。

続きまして、審査結果でございますけれども、9ページ、10ページにございますが、9ページの2番の項目、それから10ページの16番、18番、つごう3つの審査事項がございますが、それぞれ適というふうに判断しているところです。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

これは諮問事項ということでございますけれども、ただいまの説明につきまして、ご質問なりご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

もしございませぬようでしたら、ただいまの案件につきまして、当審議会の議事規則の4条1項及び接続に関する議事手続規則の規定に従いまして、この諮問案を報道発表するほか、広く意見の募集を行うことにしたいと思っております。

本件は、平成21年度当初から適用するというところでございますので、適用することが各接続事業者の利益になるというふうに考えられますので、意見招請は1回といたしまして、その招請期間は3月16日までの3週間といたしたいと思っております。

また、本件につきましては、接続委員会においても検討いただくということでございますので、そのようなやり方でよろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○根岸部会長　それでは最後に、もう1つの諮問事項であります諮問第3011号、電気通信事業法施行規則の一部改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○大村消費者行政課企画官　電気通信事業法施行規則の一部改正について、諮問内容をご説明させていただきます。

まず、表紙を1枚おめくりいただきまして、今回改正をさせていただきたいと考えている施行規則ですが、電気通信事業法26条の規定による提供条件の説明に関する省令です。

その具体的な内容に入ります前に、参考資料の1ページをごらんください。枠組みの説明です。

電気通信事業法、法の目的は、一番上にごございますとおり、電気通信役務の円滑な提

供を確保するとともに、その利用者利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進するというにありま。

これを踏まえまして、利用者保護の規定として、基本的なルールとして、利用の公平等が定められますとともに、個別の利用者への対応に関するルールとして、事前の措置としての提供条件の説明、事後の措置としての苦情等の処理義務、また休廃止時の事前周知義務というものが課されており、これらに違反があった場合には業務改善命令、それにも反する場合には罰金ということになっています。

今回、改正をしようとしておりますのは、この個別の利用者への対応に関するルールの中の、提供条件の説明（事前の措置）として、契約締結に際して料金その他提供条件の概要について説明しなければならないとされている法の委任を受けました、具体的な説明対象となる電気通信役務、説明すべき提供条件の内容の2つの省令事項です。

お戻りいただきまして、諮問書の次の縦の紙をごらんください。今回、3つのポイントについて改正をしようと考えております。その背景をそれぞれご説明させていただきます。

まず第1点目が、総務省におきまして、昨年4月から電気通信サービス利用者懇談会というものを開催いたしました。今月上旬にその報告書が取りまとめられたのですが、その中でこの提供条件の説明について、契約締結時に説明すべき事項として、契約解除の条件などについては規定されているが、契約解除の手続などは規定されていないということから、その契約解除の手続などについても説明すべき事項とすることが適当との考え方が示されたところです。

また、2つ目の背景としまして、BWA、2.5ギガヘルツ帯の周波数を使用する広帯域移動無線アクセスシステムについて、今月末から一部事業者がサービスを提供される予定になっております。このサービスにつきましては、今後、既存のさまざまなインターネットへのアクセスサービスと同様に、我が国のブロードバンド市場において重要な位置を占めることが予想されるということでございますので、そのサービスの提供に当たっての契約締結時においてもきちんと提供条件の説明が行われる必要があるということ。

3番目の背景ですが、昨年6月に成立し、ことしの4月から青少年インターネット環境整備法が施行される予定になっておりますが、その青少年インターネット環境整備法の17条におきまして、携帯電話インターネット接続役務を提供する事業者につきまし

て、相手方が青少年の場合については、保護者が不要としない限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として役務を提供するということが義務づけられております。この青少年有害情報フィルタリングサービスの利用、これは現在でも省令上、電気通信役務の利用に制限がある場合には、その内容を説明しなければならないことになっておりまして、当然、閲覧できる情報の範囲が制限されるものということですので、説明義務の対象になっているものですが、そのことを省令上も明確に規定する必要があるのではないかとということが背景としてあります。

これらの背景をもとに具体的にどのように省令を改正するのかというのが2ページ目の概要です。

まず1点目、(1)ですが、提供条件の説明の対象となる電気通信役務の見直し。これは今、背景でご説明させていただきました2点目のBWAのアクセスサービスについて、提供条件の説明対象となる電気通信役務として新たに規定をしようというものです。

なお、このBWAアクセスサービスですが、現在、施行規則の22条の2の2第1項第8号で、移動系のアクセスサービスが説明対象として規定されております。これは公衆無線LANアクセスサービスを念頭に規定されているものですが、今回追加しようとするBWAアクセスサービスというのは、これらの既存のアクセスサービスとは別個のサービスとして新たに提供がされる予定であるものということですので、既存の第8号とは別に号を立てて、別のサービスとして規定をさせていただこうというものです。

次に、(2)です。提供条件の説明事項の見直しです。この説明事項の見直しは、2点含まれております。

1点目が、電気通信サービス利用者懇談会の提言を受けて追加をしようとする契約解除の連絡先及び方法を説明事項の対象にするというものです。

2点目が、青少年インターネット環境整備法によりまして義務づけられる青少年有害情報フィルタリングサービスについて、省令上も説明事項の対象であることを明示するために改正をしようとするものです。

資料の最後に新旧対照表の形で具体的な省令を示させていただいております。下が現在の省令で、上が改正案でございまして、改正する部分は赤字にしております。

表側のページの第22条の2の2の1項の第8号、これがBWAアクセスサービスを対象役務に追加する改正です。

裏面に行きまして、第3項の第5号に括弧書きの中で、赤字で4行ほど書いてあると

ころ、これが青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングサービスによる制限を追加しようとするものです。

第9号、新たに追加するところ、これが契約の解除等の連絡先及び方法を新たに説明事項として追加規定するものです。

一番左端ですが、この省令につきましては、利用者保護に資するものですので、できる限り速やかに施行したほうがよいという考え方から、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○長田委員　電気通信サービスの利用者懇談会でも熱心にこの分野の種々問題についていろいろな議論がされまして、それを受けて今回この改正で契約解除の場合の連絡先や方法がきちんと明確になるということは非常によかったなというふうに思っておりますが、現在、最近の種々問題の中で、やはり解約の際のトラブルというのが非常に大きく割合を占めているわけですね。それは、もう既に契約解除の条件については最初に説明すべきだということがきちんと施行規則に入っているにもかかわらず、なかなかそれが十分に周知されていなかったり、理解できるような方法で最初の説明がまだ足りなかったり、それから、何かここに連絡先及び方法が今回入るにしても、連絡をしても相手先がなかなかつかまらないとかというような形で、非常に解約の際のトラブルが多いのは現状だと思いますので、今後こういう改正を受けた後も、総務省としてはぜひどういう種々問題が起こっているのかというのを常にアンテナ高く見ていただきながら、そこは業界の皆さんの指導をしていっていただきたいなというふうに思います。

○根岸部会長　もし何かご発言がありましたら。

○大村消費者行政課企画官　おっしゃるとおりでございます。利用者懇談会の提言を受けた取り組みにつきましては、この省令改正のみならず、総務省としてガイドライン等の改正を行うものもあり、また、事業者及び事業者団体で行っていただくものについては、それぞれに依頼をしているところでございます。引き続き利用者保護のために取り組みを進めていきたいと思っております。

○根岸部会長　ありがとうございます。

契約解除は、結局、複数の契約をしていたのだけれども、1個だけ解除してしまったとかということ、忘れてしまうとか、そういうようなことがこの発端になっているものなんですね。

○長田委員　それもありますし、あとは、契約解除のときに、例えば2年単位の契約で中途解除する場合には、手数料みたいなものを払わなければいけないなどということが明確になっていなかったりとか、契約解除がなかなかしにくいようなことになっていたりというようなこともあります。

○根岸部会長　なるほど。

ほかに何かご意見なりご質問はございますか。

よろしいですか。

それでは、本件につきましても、審議会の議事規則第4条1項の規定に従いまして、諮問案を報道発表するほか、広く意見募集をしたいと思います。

本件に関する意見招請は3月27日までいたします。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

では、そのように決定したいと思います。

それでは、本日の審議は終了いたしました。委員の皆さま、あるいは事務局からございますか。ございませんか。

○根岸部会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましても、別途事務局より連絡があるということでございますので、これで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

閉　　会